五所川原市インターンシップの実施に係る協定書

　五所川原市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第３条第３項の規定に基づき、五所川原市（以下「甲」という。）と【大学等名】（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定する。

　（趣旨）

第１条　甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を促進することを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

　（実習生の氏名等）

第２条　実習生の氏名及び実習期間、実習場所は別紙五所川原市インターンシップ受入決定通知書のとおりとする。

　（報酬等）

第3条　甲は、実習生に対して、報酬、賃金、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

（実習生の身分）

第4条　実習生は、乙の学生としての身分を有する。

　（実習に専念する義務）

第５条　実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

　（信用失墜行為の禁止）

第６条　実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

　（秘密を守る義務）

第７条　実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

２　実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

　（実習中における事故責任等）

第８条　乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

２　甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

３　実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

４　実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

５　実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

　（実習生の提出書類）

第９条　実習生は、前４条の規定を遵守するため、甲に対して、要綱第３条第４項に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

　（実習の中止）

第１０条　甲は、実習生が前５条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

　（その他）

第１１条　本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

　　　附　則

　本協定は、締結の日から発効する。

　この協定の証として本書２通を作り、甲及び乙が記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　青森県五所川原市字布屋町４１番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　五所川原市長　佐々木　孝昌　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　【所在地】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【大学等名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【代表者名】　　　　　　　　　　印